特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	京都府私立運営費補助金交付要綱による学費の軽減に 係る補助金の交付に関する事務【令和6年3月31日終 了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、京都府私立運営費補助金交付要綱による学費の軽減に係る補助金の交付に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

Ⅰ 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	いを取り扱う事務
①事務の名称	京都府私学運営費補助金交付要綱による学費の軽減に係る補助金の交付に関する事務
②事務の概要	私立学校の教育の振興と保護者の教育費負担の軽減を図るため、学費の軽減を行う学校法人に対し交付する補助金の交付申請に係る事実についての審査
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	U名
京都府奨学のための給付金	ま支給事務ファイル ・ 支給事務ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「法」という。)第9条第2項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例という。)別表第1の10項
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	•法第19条第9号
5. 評価実施機関におけ	
①部署	京都府文化生活部文教課
②所属長の役職名	京都府文化生活部文教課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	··訂正·利用停止請求
請求先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ
連絡先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	16年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(ヤ	生報担併さいトロークシュ	アテルを通じたる	チェル・		
2. 付た個人情報の人子()	月刊を伏不りドン一フング	く)口を通じた人	于在际1。/		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない間(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	バーの真正性確認を行うと	ともに、申請者	「一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、、マイナンからマイナンバーの提出を受ける際には、申請データとマイナスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[]自己点検	[O]内部監査 []外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	・事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの で不正に使用されるリスクへの対策 な使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通いシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 い・滅失・毀損リスクへの対策	じた提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	(行政機関等編)に則り、漏えし ・特定個人情報を含む書類は ・出入庫の管理簿を作成する	に関する取扱規定及び特定個人情報の適正な取扱いに限い、減失・毀損を防ぐため、以下の物理的安全管理措置をは、施錠できる書棚等に保管することることにより、特定個人情報を含む書類の所在を明確にすことから、特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対	・徹底している。 ・ること

変更箇所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 42	法第19条第8号	法第19条第9号	事後	
令和3年11月1日	I 5②	文教課長 岡部 武	京都府文化スポーツ部文教課長	事後	
令和3年11月1日	I 8	京都府総務部総務調整課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪/内町 電話番号075-414-40 33	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	事後	
	13	・行政年朝における特定の個人を護別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下に法)という。第5条第2項、法別 表第10回10項 表第前の3日の第5日に対している特定の個人を護別す るための番号の利用等に関する法律施行条例 (平成27年展前条例第7号)(以下「条例とい う。)別表第1の8項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)(以下によしいう。第9条第2項、法別 表1230項 ・実施所行政手続における特定の個人を識別 するため番号の利用等に関する法律施行条 例と使の27年度和存金例第7号)(以下1条例と いう。)別表第1の10項	事後	
	I 4	・法第19条第9号、法別表第1の91の項、条 例別表第1の8項	•法第19条第9号	事後	
	I 5①	京都府文化スポーツ部文教課	京都府文化生活部文教課	事後	
	I 5②	京都府文化スポーツ部文教課長	京都府文化生活部文教課長	事後	
	表紙	京都府私立運営費補助金交付要綱による学費の軽減に係る補助金の交付に関する事務	京都府私立運営費補助金交付要綱による学費 の軽減に係る補助金の交付に関する事務[令 和6年3月31日終了]	事後	
	I 7	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	事後	
	18	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	事後	
	II 1	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	II 2	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	N8	新規追加	人手を介在させる作業 十分である 判断の根拠、マイナンバー利用事務におけるマ イナンバー登録事務に除る機断的なガイドライ ンに従い、マイナンバーの真正性態を行うと ともに、申請者からマイナンバーの提出を受け る際には、申請者からマイナンバーの提出を受け る際には、申請者からマイナンバーの提出を受け の対策は十分であると考えられる。	事後	
	IV11	新規追加	最も優先度が高いと考えられる対策 8)特定 個人情報の漏えい。減失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分に再場] 京都府特定個、情報の保護に関する取扱規定が イドライン(行政機関等編)に削り、漏えい。減失、毀損を防ぐため。以下の物差的安全管を確している。 いわた 100 以下の物差的安全である。 特定個人情報を含む 書類は、施錠できる書 端等に保管することで、止入庫の管理接近で成することにより、特定 個人情報を含む書類の所在を明確にすることにより、特定 個人情報を書む書類の所在を明確にすることにより、特定 領別議員、減失、毀損リスクへの対策を測していることから、特定個人	事後	
		1			